

「環境権」確立に向け大きな礎

権力に屈しない住民育て 公害・災害対策で進展も

ルポライター
滝川康治

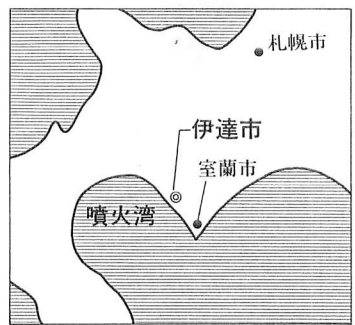
発電所西側のエントモ岬付近は、かつてハタハタの千石場所だったが、火



「海を守ることが環境権だった」と話す、有珠の漁師・鳴海元了さん

発電所西側のエントモ岬付近は、かつてハタハタの千石場所だったが、火

70年代、北電・伊達火力発電所の建設をめぐる、公害発生を危惧した住民たちが火発やパイプライン工事の阻止行動や「環境権裁判」などで激しく抵抗した。建設表明から4半世紀、本道の環境問題の原点でもある伊達市へ、反対運動に奔走した人々を訪ねた。



失敗だった“電気アワビ”

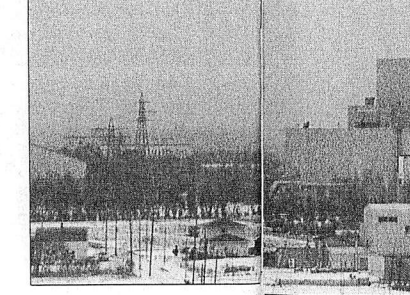


漁業補償金を受け取らず、一貫して反対してきた佐々木弘さん

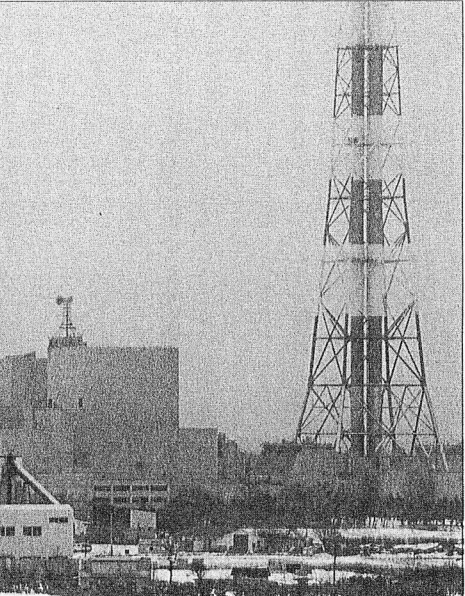
伊達市の「温水養殖センター」が建っ

ている。電源三法交付金による漁業振興の目玉事業として、発電所の温排水を利用して魚貝類を育てる目的で造られた施設である。一九八〇年前後の操業当初は、クルマエビやアワビを養殖する施設、との触れ込みだった。

緒に同センターを訪れてみた。アワビを採りにきたよ」と佐々木さんが冗談っぽく言うと、「二匹もないよ」と職員が応じる。水槽に目をやると、養殖されているのはウニやマツカワ、ソイで、アワビの姿はない。



(上)環境権裁判の敗訴を報じた記事 (下)伊達市長和の田園地帯に建つ火力発電所。23年前、機動隊に守られて強行着工が行なわれた



住民たちの生活を守る闘い

北電は七〇年一月、「北海道の湘南」といわれるほどに気候が温暖で農水産物の豊かな伊達町(当時)に、火発建設を行なう意向を表明した。町議会の誘致受け入れ方針を受けて、四月には町と北電の間で覚書が交わされ、建設に向けて動き出した。「発電所を核にした町づくり」を夢見た、企業頼みの誘致決定だった。

は、七二年に発足した「有珠住民と海を守る会」の中心メンバーだった。十数年前に出版された運動の記録に、漁師仲間がこんなエピソードを書いた。「強行着工の前日、鳴海元了が長和の上野英雄さんのダンプを借りてきて、「光男、磯舟運ぶぞ。道路に舟置いて油かけて火つけるべ。漁師が命として燃やすことは死ぬも同じだつてことを北電にわからせてやるべや」結果は舟が重すぎてダンプにつめず、やらすじまい——」

生活をかけた激しい闘いだった。環境権裁判の原告にもなったし、運動のためにどこにでも出向いた。

「俺たちは、漁師として飯を食うがゆえに裁判をやっていた。生活権を主張すること自体が環境権だ——という感じだった」と振り返る鳴海さんは、「我々の環境権と、最近の何でもかんでも環境権とは違うんじゃないかな。今は地球全体が環境権になってしまった」と苦笑する。

ホタテ養殖が経営の主体になっている有珠漁協の組合員は百三十人ほどだが、火発の賛否が元で生まれた漁民同士の溝は、この問題がほとんど話題に

対して電気料金の不払いをやり、送電を止められたので、三年間も抗議の自家発電で生活した。夏は自宅近くの湧き水でビールを冷し、冬は雪で囲った箱の中に食べ物を入れて保管した。「隣に受験生がいたので、気が引けて

ね。』発電機の騒音を出して、何が環境権だ」って思っていたんだらうな」と苦笑する佐々木さんだが、当時北電が地元を支払った「迷惑料」の行方や、交付金などで造られた公共施設の維持費などについて、住民や市へのしわ寄せを案じていた。

七〇年代前半、首都圏で学生生活を送っていたわたしは、郷里の北海道で

火発反対から有機農業へ

「俺のなかで火発反対と有機農業はつながっている。高速道路の用地交渉でも、あの運動が役に立っただんだ」と話すのは、「長和農業を守る会」を

結成して反対運動をやっていた、上野英雄さん(60)である。上長和地区で和牛五十頭を飼い、水稲や豆類、バレイシヨ、野菜など十三ヘクタールを付ける有畜複合経営を続けている。

のほらなくなった今でも、まだ完全に埋まっていられない。近年、有珠地区にゴルフ場建設問題が持ち上がり、組合内に委員会を設けて議論しているが、かつての轍を踏まないことが暗黙の了解になっている、という。北電や後押しをした行政は、罪つくりなことをしたものだ。

「今でも、あちこちで海や川の汚染があり、解決すべき公害問題がたくさんある。もんじゅ事故のような、事実を

パイプライン工事で抵抗も

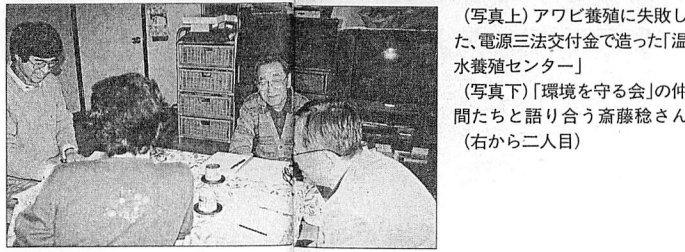
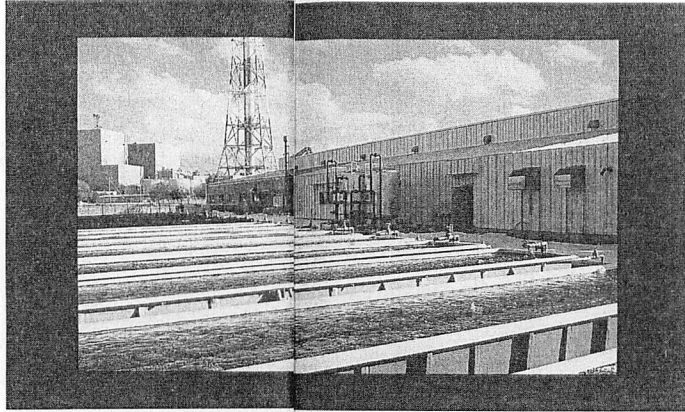
火発の燃料は、室蘭の日本石油精油所から伊達市内の山側の農村地帯を経由して発電所に至るルートに埋設した、パイプラインによって輸送されている。

隠す体質や行政との癒着は、昔のままである。つまり変わっていない。開発が全く駄目とは言えないが、環境を守ることはそれ以前の原点だよ。北電は、企業のあり方を真剣に見つめない駄目だと思う。俺は今でも、発電所の火を止めて、煙突を観覧車にしたらいいと思っているんだ」

穏やかな表情の鳴海さんの口調に熱がこもった。

このパイプラインの許認可手続きに対する法的な争いや、工事に対する抵抗運動もまた激しいものだった。

七三年には住民団体のパイプライン



(写真上) アワビ養殖に失敗した、電源三法交付金で造った「温水養殖センター」
(写真下)「環境を守る会」の仲間たちと語り合う齋藤稔さん(右から二人目)

起こっている火発問題が気がかりで、夏休みなどに伊達を訪れて反対派住民の話聞かせてもらったりした。パイプライン問題の初期のころで、知り合った齋藤さんに前出の生越さんを紹介した思い出もある。さまざまな環境問題の取材活動などの場面で、あのころ伊達の人たちから学んだことが随分と役立っている、とつくづく思う。

火発計画が持ち上がったころ、地区の農民の七割が反対署名に応じ、環境権裁判にも七人が原告に名を連ねた。

が、煙突が建って工事が進んでいくと仲間たちは次々に抜けていく。そのころ訪れた哲学者の花崎早平さんや憲法学者の小林直樹さんが、「一次産業や弱い者からつぶされる」と講演していたが、その通りになった。



反骨精神で有機農業を続ける上野英雄さん

発電所が建ったあと、上野さんの農地が道央自動車道の建設ルートに引つかかった。用地買収では、公団などが「上野外し」をやって補償交渉を進めようとしたが、持ち前の反骨精神で二年間にわたって書類に判を押さず踏ん張った。結局、公団側は折れて、上野さんも補償金を活用して思い切った方向転換した。火発の経験が生きた。

高校を卒業してから四十年ほど、土づくりを努めている。父親の代から馬を飼っており、火発反対に奔走してい

研究会が結成されて、千葉や新潟などを訪れて災害の危険性について学ぶ一方で、地質学者の生越忠さん(元和光大学教授)らを招いて、安全性や地下水汚染などの疑問を北電や道に質した。七〇年代半ばにはルート沿線に住民団体が相次いで結成された。

外科医の齋藤稔さん(65)は、火発反対運動の中心人物である。自宅の応接間には、パイプラインの関連法規や農業土木などの本が並ぶ。

「さまざまな許認可を受ける前から、パイプラインを造らせない運動を展開した。公開質問状と監査請求を連発して、その回答を基に反対の理論を組み立てた。やり取りのなかで北電は、事故そのものの可能性は否定できなくなり、生越先生が「ルートには軟弱地盤が多い」と指摘したのがきっかけで対応を考え始めた。我々の指摘がなかったら、北電はただ管を埋めるだけだったんじゃないか」

工事は行なわれてしまったが、齋藤さんはこう言う「運動の成果」を強調する。前出の佐々木さんは、研究会の代表だった。パイプライン工事の強行に反

た七三年には和牛を導入した。動物の飼育は堆肥の原料確保が主目的だったが、上野さんは本年度の全道枝肉共励会で優秀繁殖者賞を受賞しており、牛づくりの方も本格派である。堆肥にヒトデを加えて腐敗させ、炭などを混ぜて田畑に散布する。九三年の大冷害で周囲の水田は収穫ゼロに等しかったが、上野さんは半年の六割ほどの収量を上げた。自前の有機肥料による土づくりの成果である。翌年から、高速道路の下で農産物の直売所も始めている。

「昔、環境権裁判の原告団長の野呂儀男さんが国会で、『俺は魚としゃべれる』と言ったけど、長年、自然と接している農家や漁師の観察は正しいんだよ。『電気アワビ』は海に放すと死んでしまふし、牛だつて決して毒のあるものは食わずに、いいものを選んで食べる。それは、人間だって同じだ」

と力説する上野さんは、今年の年賀状に「医食同源」の言葉を入れた。ムード的な有機栽培ではなく、「動物のいる有機農業」による安全な野菜づくりを情熱を燃やす。

の中みんな狂ってる。農業を知りもしない役人や学者は出しやばるな。安ければいい」と思っている消費者も農業つぶしをやっている。俺は死ぬまで地方

環境権から派生した条例を

八〇年十月、札幌地裁は伊達火発の事前差し止めをめぐって争われていた環境権裁判で、原告住民側の全面敗訴の判決を下した。建設および操業差し止めの請求は棄却され、環境権を否定し、脱硫装置の設置や発電所内への立ち入り調査をも認めない——という、ひどい判決だった。

いったん環境を破壊されてからでは、失われた自然や健康を取り戻すことは不可能に近い。そのため、環境破壊を未然に防ぐための法理論として全国各地の住民運動のなかで考えだされ、七〇年代初めに弁護士有志が提唱していたのが「環境権」だ。「住民が健康で安全かつ快適な生活をするため、よりよい環境を享受する権利」で、今の時代なら、頭の固い役人を除いて、多くの人に理解を得られる法理論と言っている。この法理論を楯に八年あま

増進のために頑張るだけだ」

と言いつける上野さんのなかに、一次産業を公害から守ろうと走り回った、火発反対のエネルギーが脈打つ。

りにわたる裁判闘争を展開した。

「いま考えると、二十年以上も前にこの裁判をやったのは、大それたこと。当時は裁判に期待していた面があり、火発反対なら何でもやろう、という雰囲気だった。我々に先見の明があったというより、環境権を確立できなかったのが残念だ」(斎藤さん)

「仕事を終わって、夕方から札幌の弁護士事務所へ出向くと、カギを開けて待つてくれた。陳述書が書けずに苦労したし、裁判所は圧倒される感じ不安の連続だった」(佐々木さん)

敗訴後も、住民たちは環境権の確立を訴えてきた。胆振西部連絡会では敗訴以来、強行着工と判決の日を忘れないために年二回、ずっと集会やシンポジウムを続けている。

「伊達の裁判を通じて、環境権が全国的な問題として考えられるようになった。

た。シンボルを掲げたことは無駄ではなかった。重油のイオウ分など公害防止協定の数値が厳しくなったし、被害の立証責任の転換も裁判所で認められていった。その後の琵琶湖訴訟や原発訴訟、長良川河口堰差し止め訴訟なども環境権を掲げて争った」

「環境基本法にも第三条で環境権に近い文言を入れて、事実上認めている。川崎市の環境基本条例には、環境権を認める規定をおいた。環境権の議論は着実に浸透しており、正当な地位を与えられつつある」

九四年十月、連絡会主催のシンポジオに招かれた淡路剛久さん(立教大学法学部教授)は、伊達判決後の流れについてこう指摘し、住民たちの努力にエールを送った。

全国各地の火発公害の現場に足を運んで実態調査を行ない、手弁当の裁判を続けた営みは、環境保全の確かな礎となったのである。

斎藤さんたちは五年ほど前、「環境を守る会」を結成して、市内のゴルフ場問題などに取り組んできた。会員は三十人ほどで、今年伊達市の環境基本条例づくりに取り組み、という。

北電や道、通産省を相手にさまざまな異議申立てを試みた斎藤さんだが、市の環境行政に対しては、スタッフがそろっていないことを熟知していたので、発言を手控えてきた。が、ここにきて考え方を変えつつある。

「自治体に自然環境を保全させるためには、環境権の確立が不可欠。かつて環境権裁判のなかでアセスメントが論議された結果、重油のイオウ分が当初の二・四％から〇・四％にまで減ったことを思い起こす必要がある。基本条例は環境権から派生したものであることが大切だ」

こう言って、「子孫に残す自然環境」や「環境権」の文言が入った、中身の濃い基本条例の制定を求めていく活動の構想を、仲間たちと練り始めた。

反対運動や低い稼働率もあって、操業後の伊達火発は深刻な大気汚染を引き起こすことなく、パイプラインも表立った事故はこれまでにない。今では火発のことが市民の話題にのぼることもほとんどないが、現代版伊達騒動は、権力に屈しないたたかたな住民を育て、人々の環境問題に対する意識を高めたことだけは確かである。